

# 『中央防波堤埋立地の 帰属問題について』

## 全会一致で調停案を拒否、提訴へ!



これまでの経緯

### ①平成28年第1回定例会

大田区議会は、埋め立てが開始されてから40年以上にわたり、解決が図られていない中央防波堤埋立地の帰属について「中央防波堤埋立地の大田区への全島帰属を求める決議」を全会一致により可決。

### ②平成29年第2回定例会

「境界に関する調停申請議案」を全会一致で可決。これを受け大田区は、7月18日に東京都知事に対し、中央防波堤埋立地の帰属問題に関する調停申請書を提出しました。

### ③10月16日付けで自治紛争処理委員から調停案が示される

調停案には、大田区として受諾に値する合理的な調停案と評価するには到底至らない結果が示されていたため、大田区はこの自治紛争処理委員からの調停案を受諾しないとする第71号議案を上程し、大田区議会第2回臨時会にて取扱いについて採決を行いました。

## 大田区議会公明党の主張 ● 勝亦聡議員 (幹事長)

はじめに、この調停案が公開される前に、境界線や面積等、調停案と同じ内容が一部のマスコミに報道されたことを鑑み、自治紛争処理委員の情報管理体制に強く抗議を行います。また、審査過程における自治紛争処理委員からのヒアリングが1回のみだったことに対し、そもそも調停というものがこういった進め方で良いのか、そして大田区の主張が十分に検討されたのかはなほ疑問であると申し述べます。

調停案では、中央防波堤埋立地の13.8%・69.3haが本区に帰属し、86.2%・433.9haが江東区に帰属するものとなっています。その論拠として、かつての13号地の調停の時と同じような、現在の水際線による等距離線方式が採用されています。しかしこの手法では、これまで広く埋立地を編入してきた自治体が、今後も多くの面積を編入し続けることとなり、到底納得がいくものではありません。

また、大田区が中央防波堤埋立地、全島帰属の主張の論拠としている、かつて海苔養殖の漁場であった歴史的背景を採用していないことについて調停案では、「漁業権はもともと市町村の区域とは関係ない」としていますが、海苔養殖の漁場は、ここで言う一般的な漁業権とは異なる性質であると申し述べておきます。

以上の理由から、大田区議会公明党は第71号議案「東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて」受諾しないことに賛成いたします。

そしてこの際、本区と江東区との間で行われているこの紛争は、より、公平公正な司法の判断にゆだねるべきであると最後に主張し、大田区議会公明党の賛成討論といたします。



この後、新たに上程された第73号議案「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区の境界確定に関する訴えの提起のための議案」とともに全会一致で可決されました。

今後は、「当該係争地域の歴史的沿革を正しく評価し、境界を確定するために、司法の場において公正公平かつ合理的な解決を目指す」とする大田区とともに、大田区議会公明党はこの問題の解決に向け知見を広げてまいります。

ご意見・ご要望を  
お寄せください

大田区議会公明党  
TEL 5744-1488  
FAX 3730-2668

弁護士による無料法律相談を行なっています  
第1、第3木曜日 午後2時から大田区議会公明党  
控え室で行なっています。予約のない方の無料相  
談は受けられません。当日正午より予約受付電話  
(☎5744-1488)を行なった上でおいで下さい。

<http://www.komei-ota.jp>

大田区議会公明党 検索

大田区議会公明党の公式ホームページが  
スマートフォン、タブレットに対応しました。

